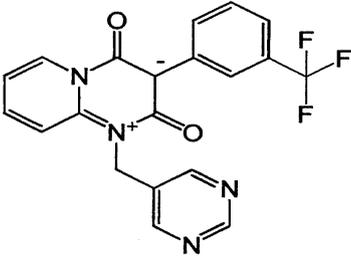


水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準として
環境大臣が定める基準の設定に関する資料

トリフルメゾピリム

1. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

化学名 (IUPAC)	3,4-ジヒドロ-2,4-ジオキソ-1-(ピリミジン-5-イルメチル)-3-(トリフルオロ- <i>m</i> -トリル)-2 <i>H</i> -ピリド[1,2- <i>a</i>]ピリミジン-1-イウム-3-イド				
分子式	C ₂₀ H ₁₃ F ₃ N ₄ O ₂	分子量	398.3	CAS NO.	1263133-33-0
構造式					

2. 作用機構等

トリフルメゾピリムは、メソイオン化合物の殺虫剤であり、その作用機構は昆虫の中枢神経系のニコチン性アセチルコリン受容体に結合して、神経伝達を阻害することにより死に至らしめる。

本邦では未登録である。

製剤は粒剤が、適用農作物等は稲として、登録申請されている。

3. 各種物性

外観・臭気	黄色固体、無臭	土壌吸着係数	$K_{F^{ads}_{OC}} = 50 - 200$ (25、日本土壌) $K_{F^{ads}_{OC}} = 160 - 450$ (20、外国土壌)
融点	189.4	オクタノール / 水分配係数	$\log Pow = 1.24$ (蒸留水) $= 1.23$ (pH4) $= 1.26$ (pH7) $= 1.24$ (pH9)
沸点	260 で分解のため 測定不能	生物濃縮性	-

蒸気圧	2.88×10^{-8} Pa (30) 3.37×10^{-8} Pa (40) 3.95×10^{-8} Pa (50) 2.65×10^{-8} Pa (25 、外挿法による)	密度	$1.5\text{g}/\text{cm}^3$ (20)
加水分解性	半減期 1年以上 (25 ;pH4、pH7、pH9)	水溶解度	$2.3 \times 10^5 \mu\text{g}/\text{L}$ (20)
水中光分解性	半減期 2.1日 (東京春季太陽光換算 6.9日) (滅菌緩衝液、pH7.0、25 、 $646.6\text{W}/\text{m}^2$ 、290 - 800nm) 2.8日 (東京春季太陽光換算 9.1日) (滅菌自然水、25 、 $646.6\text{W}/\text{m}^2$ 、290 - 800nm)		

・水産動植物への毒性

1. 魚類

(1) 魚類急性毒性試験 [] (コイ)

コイを用いた魚類急性毒性試験が実施され、96hLC₅₀ > 100,000 μg/Lであった。

表1 魚類急性毒性試験結果

被験物質	原体	
供試生物	コイ (<i>Cyprinus carpio</i>) 7尾/群	
暴露方法	止水式	
暴露期間	96hr	
設定濃度 (μg/L) (有効成分換算値)	0	100,000
実測濃度 (μg/L) (幾何平均値、 有効成分換算値)	0	96,000
死亡数 / 供試生物数 (96hr 後 ; 尾)	0/7	0/7
助剤	なし	
LC ₅₀ (μg/L)	> 100,000 (設定濃度 (有効成分換算値) に基づく)	

2. 甲殻類等

(1) ミジンコ類急性遊泳阻害試験 [] (オオミジンコ)

オオミジンコを用いたミジンコ類急性遊泳阻害試験が実施され、48hEC₅₀ > 122,000 µg/Lであった。

表2 ミジンコ類急性遊泳阻害試験結果

被験物質	原体						
供試生物	オオミジンコ (<i>Daphnia magna</i>) 20頭/群						
暴露方法	止水式						
暴露期間	48h						
設定濃度 (µg/L) (有効成分換算値)	0	7,500	15,000	30,000	60,000	120,000	
実測濃度 (µg/L) (算術平均値、 有効成分換算値)	0	7,400	15,000	29,000	60,000	122,000	
遊泳阻害数/供試生物数 (48hr後; 頭)	0/20	0/20	0/20	0/20	1/20	6/20	
助剤	なし						
EC ₅₀ (µg/L)	> 122,000 (実測濃度 (有効成分換算値) に基づく)						

(2) ユスリカ幼虫急性遊泳阻害試験 []

ユスリカ幼虫を用いたユスリカ幼虫急性遊泳阻害試験が実施され、48hEC₅₀ = 2,500 µg/Lであった。

表3 ユスリカ幼虫急性遊泳阻害試験結果

被験物質	原体							
供試生物	ドブユスリカ (<i>Chironomus riparius</i>) 20頭/群							
暴露方法	止水式							
暴露期間	48h							
設定濃度 (µg/L) (有効成分換算値)	0	480	1,100	2,300	5,100	11,000	25,000	
	55,000	120,000						
実測濃度 (µg/L) (算術平均値、 有効成分換算値)	0	460	1,100	2,300	4,900	11,000	24,000	
	54,000	118,000						
遊泳阻害数/供試生物数 (48hr後; 頭)	0/20	2/20	9/20	11/20	11/20	13/20	20/20	
	20/20	20/20						
助剤	なし							
EC ₅₀ (µg/L)	2,500 (95%信頼限界 1,600 - 3,700) (設定濃度 (有効成分換算値) に基づく)							

3. 藻類

(1) 藻類生長阻害試験 [] (ムレミカヅキモ)

Pseudokirchneriella subcapitata を用いた藻類生長阻害試験が実施され、
72hErC₅₀ > 118,000 μg/L であった。

表4 藻類生長阻害試験結果

被験物質	原体					
供試生物	<i>P. subcapitata</i> 初期生物量 1×10^4 cells/mL					
暴露方法	振とう培養					
暴露期間	72h					
設定濃度 (μg/L) (有効成分換算値)	0	7,500	15,000	30,000	60,000	120,000
実測濃度 (μg/L) (算術平均値、 有効成分換算値)	0	7,400	15,000	29,000	59,000	118,000
72hr 後生物量 ($\times 10^4$ cells/mL)	190	220	213	200	167	116
0-72hr 生長阻害率 (%)	/	-3	-2	-1	2	9
助剤	なし					
ErC ₅₀ (μg/L)	> 118,000 (実測濃度 (有効成分換算値) に基づく)					

．水産動植物被害予測濃度（水産 PEC）

1．製剤の種類及び適用農作物等

申請者より提出された農薬抄録によれば、本農薬は製剤として粒剤が、適用農作物等は稲として登録申請されている。

2．水産 PEC の算出

（1）水田使用時の PEC

水田使用時において、PEC が最も高くなる使用方法（下表左欄）について、第 1 段階の PEC を算出する。算出に当たっては、農薬取締法テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

表 5 PEC 算出に関する使用方法及びパラメーター
（水田使用第 1 段階）

PEC 算出に関する使用方法		各パラメーターの値	
適用農作物等	稲	I ：単回・単位面積当たりの有効成分量 （有効成分 g/ha） （左側の最大使用量に、有効成分濃度を 乗じた上で、単位を調整した値）	75
剤 型	0.75%粒剤	ドリフト量	育苗箱のため考慮せず
当該剤の単回・単位 面積当たりの最大 使用量	50g/箱 （10a 当たり 20 箱使用）	A_p ：農薬使用面積（ha）	50
		f_p ：使用方法による農薬流出係数（-）	0.2
地上防除/航空防除 の別	地上防除	T_e ：毒性試験期間（day）	2
使用方法	育苗箱の上か ら均一に散布		

これらのパラメーターより水田使用時の PEC は以下のとおりとなる。

水田 PEC _{Tier1} による算出結果	0.23 μg/L
---------------------------------	-----------

（2）水産 PEC 算出結果

（1）より水産 PEC は 0.23 μg/L となる。

．総合評価

1．水産動植物の被害防止に係る登録保留基準値

各生物種の LC₅₀、EC₅₀ は以下のとおりであった。

魚類 [] (コイ急性毒性)	96hLC ₅₀	>	100,000	μg/L
甲殻類等 [] (オオミジンコ急性遊泳阻害)	48hEC ₅₀	>	122,000	μg/L
甲殻類等 [] (ユスリカ幼虫急性遊泳阻害)	48hEC ₅₀	=	2,500	μg/L
藻類 [] (ムレミカツキモ生長阻害)	72hErC ₅₀	>	118,000	μg/L

魚類急性影響濃度 (AECf) については、魚類 [] の LC₅₀ (> 100,000 μg/L) を採用し、不確実係数 10 で除した > 10,000 μg/L とした。

甲殻類等急性影響濃度 (AECd) については、甲殻類等 [] の EC₅₀ (2,500 μg/L) を採用し、不確実係数 10 で除した 250 μg/L とした。

藻類急性影響濃度 (AECa) については、藻類 [] の ErC₅₀ (> 118,000 μg/L) を採用し、> 118,000 μg/L とした。

これらのうち最小の AECd より、登録保留基準値は 250 μg/L とする。

2．リスク評価

水産 PEC は 0.23 μg/L であり、登録保留基準値 250 μg/L を超えていないことを確認した。

< 検討経緯 >

平成 28 年 12 月 9 日	平成 28 年度水産動植物登録保留基準設定検討会 (第 5 回)
平成 29 年 8 月 9 日	平成 29 年度水産動植物登録保留基準設定検討会 (第 3 回)
平成 29 年 9 月 6 日	中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会 (第 59 回)